

# 令和4年度（2022年度）八王子市中小企業海外展開支援補助金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、八王子市内の中小企業の海外展開を促進し、地域経済の活性化及び市内産業の振興を図るため、海外に向けた販路開拓や海外拠点設立に取り組む中小企業を対象として市が交付する補助金に関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱に定める中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。

## （補助対象者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべてに該当する中小企業とする。

- （1）市内に本社又は主たる事業所を有する者。ただし個人事業者の場合は、市内に住民登録がある者に限る。
- （2）市税等の滞納がないこと
- （3）当該中小企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していないこと
- （4）当該中小企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していないこと
- （5）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、当該中小企業の役員総数の2分の1以上を占めていないこと
- （6）令和2年度（2020年度）又は令和3年度（2021年度）に本補助金の交付を受けていないこと
- （7）本市が実施する令和4年度（2022年度）において、中小企業販路拡大支援補助金又は小規模事業者販路拡大支援補助金の交付を受けていないこと、若しくは受ける予定がないこと
- （8）同一の事由で交付される国、都、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと
- （9）本補助金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める  
営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）  
第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）を営む者でないこと

（10）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

（11）公序良俗に反する事業を行っていないこと

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、別表に定める事業とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項に規定する補助金は予算の範囲内で交付する。

（補助金の対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、八王子市中小企業海外展開支援補助金交付申請書（第1号様式）に、下記の書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1）事業者が存在していることを証明するもの（会社・法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては住民票、開業届の写し）
- （2）申請者本人であることが確認できるもの（個人事業者であって、申請者欄に署名（自著）のみ記載した場合）
- （3）会社概要（パンフレット、ホームページの写し等）
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の交付申請は、1事業者につき1回のみとする。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請書等を受領し、その内容を審査し適当と認めた場合には、八王子市中小企業海外展開支援補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により、補助金の交付の決定について通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(計画の変更等)

第 10 条 補助対象事業を行う者(以下、「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更しようとするときは、八王子市中小企業海外展開支援補助金変更等申請書(第 3 号様式)をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(計画の変更等の承認)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、変更等の内容の承認の可否について、八王子市中小企業海外展開支援補助金変更等承認等通知書(第 4 号様式)により通知するものとする。

(事故報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 第 8 条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、補助対象事業を完了したときは、完了した日から 30 日を経過した日又は令和 5 年(2023 年)2 月 28 日のいずれか早い日までに八王子市中小企業海外展開支援補助金実績報告書(第 5 号様式)に、下記のとおり補助対象経費を特定することのできる書類の写し等を添えて、市長に提出しな

なければならない。

- (1) 契約日及び契約内容がわかるもの（契約書、注文書等）
- (2) 補助事業の内容がわかるもの（成果物の写し、写真等）
- (3) 補助事業に係る金額を支払ったことがわかるもの（請求書、領収書、帳簿類等）

#### （補助金の額の確定）

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容等を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、八王子市中小企業海外展開支援補助金交付額確定通知書(第 6 号様式)により通知するものとする。

#### （補助金の支払い）

第 15 条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、八王子市中小企業海外展開支援補助金交付請求書(第 7 号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受領した場合は、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

#### （決定の取消）

第 16 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げたもののほか、この要綱及び他の法令に違反したとき。

#### （補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### （補助事業者の義務）

第 18 条 補助事業者は、補助金の交付年度終了後の 5 年間、市長の求めに応じ、各年度における補助対象事業の成果等を報告しなければならない。

2 補助事業者は、本市が海外販路拡大支援のための広報を行うときは協力しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付年度終了後の 5 年間、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

4 補助事業者は、市長が各年度で本補助金制度の見直しを行うにあたり、本市からの求めに応じて意見聴取等に協力しなければならない。

( 制度の見直し )

第 19 条 この要綱に定める補助事業の終了後に、当該補助制度の見直しを実施する。

( 補則 )

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 ( 2022 年 ) 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の額
市場調査	<ul style="list-style-type: none"><li>海外戦略の作成に係る経費（謝金、コンサルティング料等）</li><li>市場調査に係る経費（旅費、宿泊費等の海外旅費に係る経費は除く）</li></ul>	補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。ただし消費税相当額を除く。
現地視察・商談会実施	<ul style="list-style-type: none"><li>海外現地での商談マッチングに係る経費（マッチング先の選定、商談会の設定等）</li><li>海外における現地通訳に係る経費</li></ul>	
他言語対応	<ul style="list-style-type: none"><li>企業・製品等に関する外国語版の資料作成費（翻訳、印刷等）</li><li>外国語版ウェブサイトの構築に係る経費（新規外国語版ウェブサイト構築費、既存外国語版ウェブサイトの分析及び改善、改修等）</li></ul>	
知的財産対策	<ul style="list-style-type: none"><li>販路拡大のための海外特許出願に係る経費</li></ul>	
越境電子商取引活用	<ul style="list-style-type: none"><li>越境電子商取引（越境EC）の導入に係る経費</li></ul>	
その他海外展開に関する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>その他、販路拡大のための海外展開に係る経費（人件費、旅費、宿泊費、日当を除く）</li></ul>	